

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正案	現 行
<p>令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">令和4年5月30日 4福保高介第262号 <u>令和4年8月12日</u> <u>改正 4福保高介第834号</u></p> <p>第1条から第13条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則（令和4年5月30日4福保高介第262号） この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和4年8月12日4福保高介第834号）</u> <u>この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>別記1（現行のとおり）</p> <p>別記2</p> <p>第6条（3）に記載する補助対象経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 補助の内容及び要件 （1）補助の内容 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、 ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供</p>	<p>令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: right;">令和4年5月30日 4福保高介第262号</p> <p>第1条から第13条まで （略）</p> <p>附 則（令和4年5月30日4福保高介第262号） この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>別記1（略）</p> <p>別記2</p> <p>第6条（3）に記載する補助対象経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 補助の内容及び要件 （1）補助の内容 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、 ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供</p>

改正案	現 行
<p>イ ゾーニング（区域をわける）の実施 ウ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 エ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察 オ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。 また、上記アからオに加えて、以下のカ及びキを満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。 カ 東京都に対してまん延防止等重点措置の適用が開始された令和4年1月21日から令和4年9月30日までの期間の施設内療養であること。 キ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること（ただし施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。</p> <p>（2）補助の要件（現行のとおり）</p> <p>3から4まで（現行のとおり）</p> <p>別記3（現行のとおり）</p> <p>別表1から別表3まで（現行のとおり）</p>	<p>イ ゾーニング（区域をわける）の実施 ウ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 エ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察 オ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。 また、上記アからオに加えて、以下のカ及びキを満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。 カ 東京都に対してまん延防止等重点措置の適用が開始された令和4年1月21日から令和4年7月31日までの期間の施設内療養であること。 キ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養経費が同一日に5人以上いること（ただし施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。</p> <p>（2）補助の要件（略）</p> <p>3から4まで（略）</p> <p>別記3（略）</p> <p>別表1から別表3まで（略）</p>